破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１９号
栃木県佐野市高萩町1337番地２　ミネルバＳ801号
破産者　二渡　建二
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２９３号
相模原市南区東大沼４丁目11番３号　あさひ荘203
破産者　向井　國治
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０２５号
北九州市八幡西区茶屋の原１丁目４番48号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区茶屋の原２丁目14番１号
破産者　石川　隆幸
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３９号
さいたま市南区大字大谷口1868番地８　アベニュー壱番館202
破産者　星野　貴丸
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４８号
埼玉県蕨市塚越４丁目12番７号　グリーンハイツ102号
破産者　高石　博之
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
千葉市若葉区源町194番地１、開始決定時の住所千葉県東金市日吉台２丁目24番地２
破産者　執行　俊克
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７１号
静岡市清水区小芝町２番32号　グレジデンス小芝1203号
破産者　三浦喜一朗
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
三重県伊賀市上野伊予町1098番地
破産者　安永　昌義
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第２２１号
岐阜県多治見市太平町６丁目74番地　マリージュ21―３Ｄ、開始決定時の住所彦根市稲枝町270番地２
破産者　山本　繁夫
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７３号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目16番３号
破産者　平石エイコ
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６号
長崎県長崎市小江町2273番地１、開始決定時の住所長崎県長崎市小江町2734番地５
破産者　吉野　宣行
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
札幌市西区西野２条８丁目２番１―511号、破産開始決定時の住所北海道石狩市花川南１条４丁目112番地
破産者　武澤和加子
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１２号
札幌市白石区川下５条４丁目５番11号、開始決定時の住所札幌市厚別区大谷地西５丁目７番７号
破産者　中山　剛毅
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３９号
札幌市中央区南15条西17丁目４番20―38号
破産者　庄司　忠幸
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３７号
北海道江別市野幌屯田町１番地の15
破産者　浅野　勝康
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４１号
横浜市青葉区藤が丘１丁目８番地８　ボニート藤が丘203号室
破産者　愛甲　恭大
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３２号
横浜市瀬谷区相沢４丁目30番地９
破産者　永吉　勝夫
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部